

端午の節供と即位式と武者飾りのこと

田 中 久 夫

はじめに

旧暦五月五日（一月遅れの六月五日）は端午の節供といい、男の子の祝いの日である。御祝いに、長男（アニイ）に対して、滋賀県甲西町では妻方（新生児の母親）が鯉のぼりを贈る。近隣にアニイが誕生したということを知らせるためである（調査）。鯉のぼりはなんと⁽¹⁾いっても滝を昇って龍になることを願うことである。

それでも、この日を疫病と関係させて考えるところもある。大阪府藤井寺市沢田では次のように伝えている（調査）。

菖蒲とユムギ（蓬）とを梅檀で束ねて庇にアクの日（翌日）まで一晩上げておき、朝、下げて菖蒲の鉢巻をする。頭痛のおこらぬようにとの意である。菖蒲風呂に入る家もある。この日は男の節供なので鯉のぼりや武者人形などを飾る。そして粽は子供が小学校に入学するまで、嫁の家の里から持ってきている。嫁入り先で作ることはない。粽はヨシの葉三枚をタツ（縦）に使用して三角形に作る。上が太く根もとを細くする。中にヨシの

芯が入っている。糯米と粳米が半々に入った米の粉で作ったコウダンゴ（粉団子）である。甘くて白い団子である。

ここでは「男の節供」といいながら、一方では「菖蒲の鉢巻」をして頭痛除けにしているのである。さらにもう一つ変わった五月五日の節供がある。愛知県西加茂郡小原村の例である。⁽²⁾

旧五月五日を、女の家という。「女の家」というのは、このしよぶの下しかないげな」といったものだという。女の人が、五日の晩だけはえらくなれるといって、いばつていられる。この日はしよぶ湯に入る。しよぶを頭にしばらく、頭がいたくなくなるという。五月節供に菖蒲とよもぎを用いるのは、昔、鬼が子供を盗んで自分の子供にしようとしたが、菖蒲の中に隠れて助かったためである。

というものである。ここでは男の節供といわないで「旧五月五日を女の家」というのである。もともと、これは江戸時代の大阪でもいう言葉であった。近松門左衛門の「女殺油地獄」に「五月五日の一夜さを女の家といふぞかし」というのである。そして大阪府柏原市では菖蒲風呂は女の子のためにする。銭湯も女湯だけにあった（調

査)。

次の事例は少し様子の違う鳥取県岩美郡岩美町旧小田村の場合である(四十四年度)。少し長いが紹介しておきたい。

五月四日は女の家と言つて、この日だけは女の祝いである。女の人が菖蒲、萱、蓮の三品、三把を、入口や牛舎の屋根にさす。神功皇后朝鮮征伐のとき、萱屋根を構えて戦つたのによるという。また、男達は戦いに出て女だけが留守をして家を守つたころの名残りとも言う。この日は、菖蒲湯をわかし、菖蒲を刻んで酒に入れてのむ。女が飲むとナガモノがめいりせんという。菖蒲を菱形に切つて御神酒すずにさして神棚にあげる。また笹巻きを作り牛にも食べさせる。稲にツツミ虫がつかないようにという。「みまき」といつて神さんに上げたものを三個出入り口に吊しておき、出かけるとき見てゆくと災難をのがれるという。また、夢にみると「夢まき」と言つて縁起がよい。毎年々々かさねてかけておく、荒金では台所の天井に吊す。五日に、菖蒲、萱、蓮を子供たちがもらい集めて縄にして、部落対抗の綱引きをした。また菖蒲を干してタンスに入れておくと着物にしみがつかないという。

次のような話もある。はまん山というところに旦那さんが戦争に出て、負けてもどられた。主人が殺されたのを嫁さんがくやしがつて、よろいを着て出られた。しかし妊娠していたのでいったん高浜までもどられた。そこで赤ン坊が生まれた。後、その子が育つて、仇をとつてもどられたのが五月四日。そして、

菖蒲をたてたら主人が生きて戻られた。

男の子が生まれた年は、五日に里からおくられた幟を立てる。七歳になるまで立てる。その幟には定紋や八幡さんなどの紋をつける。また、たこあげをする。五日のお供えは節供餅である。モチネで作る。シロコをまぶした白い丸餅。二十八日には宮籠りをして稲の発育を願う。

という。この事例は先に紹介した諸事例の祝いを全部含んだ五月五日の祝いとすることができる。滋賀県のアニイの祝いの日、大阪府藤井寺市の頭痛除けを願う日、愛知県西加茂郡小原村の女の家の日である。これに加えて女が戦いで武装した話が付け加わっている。

これらの内、女の家ことは、旧暦五月五日の翌日から田植を始めていたので、これは主婦が家に籠つて田の神を祀ることをいい、頭痛除けのことは牛頭天王信仰から来た話である。^③しかし、不思議なことに、それこそ五月五日になぜ甲冑を飾るのか、男の節供となつたのかということの経緯については考えたことがなかった。

一、五月五日のこと

西角井正慶の『年中行事辞典』(東京堂出版、一九五八年五月刊)には、「端午」の節供を男の子の節供としたのは「中古の五日節会^{いっせ}には武徳殿で宴を行い、近衛府の騎射の行事を行なつたことが、源流をなしたものであらう」といい、それに後に流鏑馬^{やぶ}・印地打(石合戦)・風上げなどが加わり、五月五日が男子の節供となつたと考え

ている。それにしても五月五日の行事は複雑で一筋縄ではない。

『延喜式』卷十一の「太政官」に、「五月五日。天皇親^{ムツミ}騎射^{キヤウ}并走馬^{シヤウバ}。弁及史等檢^{ケン}校諸事^{キョウショ}。所司設^{セツ}御座於武德殿^{ムツクノミヤ}。是日内外群官^{キョウカン}皆着^{キツ}菖蒲^{アヤメ}鬘^{マツ}」^一とある。これは五月五日に「騎射^{ムツミ}并走馬^{シヤウバ}」のこ^二とと「内外群官皆着^{キツ}菖蒲^{アヤメ}鬘^{マツ}」^一のことがあったことをいっているように見える。五月五日に二つの行事があったことを記していると見えるのである。

のちのことになるが、『後二条師通記』下、永長元年（一〇九六）五月五日甲午条に「今日相当午日、希有事也、寛弘三年主上御覽御馬云^リ、長暦元以後其儀無之、不被行云^リ、為違方向八条云^リ、申尅許於南庭馬五足見之^一」という記事がある。五月五日が午日になるのは「希有事」であつたので、主上が御馬をご覧になったことがあるというのである。「午」と「馬」を通わしたのである。したがって、ここからいうと、本来は「午」と「馬」は関係がなかったということになる。

たしかに奈良時代以前には五月五日の節会は見ることがない。五月に限つていうと、次の行事がある。『日本紀略』前篇八、斉明天皇元年（六五五）夏五月庚午朔の条には、

空中有^二乗^レ龍者^一。貌似^二唐人^一。着^二青油笠^一。而自^二葛城嶺^一。馳^二隱^レ膽駒山^一。及^二至^レ午時^一。從^二於住吉松「巔」之上^一。西馳去^二。

と見えているだけである。龍に乗る唐人が葛城の嶺に現われ、生駒山から住吉の松、そして西へ走り去つたという記事である。

ついで、『日本紀略』前篇八、天智天皇七年（六六八）五月五日条の記事である。これは本論が目的とする日の記事である。

天皇。縱^二獵^レ於蒲生野^一。

とある。これは五日が狩をする日との理解である。

それでは奈良時代はどうかというと、『日本紀略』前篇十、神亀元年（七二四）五月癸亥^五の条には「（聖武）天皇御^二重閣中門^一。親^二獵^レ騎^一」^一とあり、『日本紀略』前篇十、神亀四年（七二七）五月丙子^五の条にも、「天皇御^二甕原南野樹^一。親^二飭^レ騎射^一」^一とあつて、五月五日は騎射をする日であつたことをいっている。いうところの「武德殿で宴を行い」という五月五日の宴の記述はない。

それでもようやく『日本紀略』前篇十、天平十九年（七四六）五月庚辰^五になつて次の記事が出て来る。

天皇御^二南苑^一。親^二騎射走馬^一。是日。太上天皇^{（元）}詔曰。五

日之節。常用^二菖蒲^一為^レ纒。比来。已停^二此事^一。從^レ今而後。

非^二菖蒲纒^一者。勿^レ入^レ宮。

とあつて、聖武天皇が南苑で騎射走馬をして見ているという。⁽⁴⁾

なおここには「五日之節」を復活したとあるので、かつては菖蒲を纒として宮に入るといふ行事があつたということになる。そうするとこの記事は五日の公式の行事が騎射走馬、中止できる私的な行事が「五日の節」であつたと考えられなくもない。

確かに、騎射走馬と五月の節供は宮廷の行事とは別ものであるとするのが、『西宮記』卷六の五月五日の記事である。それを簡単に紹介すると、

五月

○三日六府立^二菖蒲輿^一事

三日六府立^二菖蒲輿^一瓮花^{各二荷、花十捧}南庭^{見近衛府式也、}行事藏人等、給^二糸所女官^一、^(井イ先申内侍)内藏寮官人、

とある。ここに見るように、宮廷の軍事集団の六府が「菖蒲輿瓮花」を南庭に立てるのだという。それは近衛府の式に見える⁽⁶⁾とある。もつとも、これをしつらえるのは糸所女官であった。

ついで四日の夜には、

○四日夜、主殿寮^{内裏サ}○殿舎葺^二菖蒲^一事^{不見式}

とあって、内裏の殿舎の屋根に菖蒲を葺いているが、ここには菖蒲を葺く理由を書いていない。そして「不^レ見^レ式」⁽⁷⁾とも書いてあるの

で、天平十九年五月五日に生まれた風習だったのであろうか。

それでも五日には「○五日書司供^二菖蒲瓶^一事^一」とあって、書司が菖蒲瓶を飾った。これは「早旦、書司供^二菖蒲^一○瓶^一」^{居机脚、立孫一廂四間、近代不見}というものであった。ただしここにも「近代不^レ見^レ」とある。そうすると天平十九年（七四六）五月庚辰^五の記事が出てくる太上天皇（元正）の菖蒲の護のことは早くに忘れられていたのであろう。

ついで糸所が「薬王^二疏^一」を献じ、それを藏人が取り、「結^二付屋御座母屋南北柱^一」という。同日に内膳が瓜を献じたとある。

そしてこの日には「中納言恒佐定^二者走馬結番^一」と走馬の結番定があった。この席には天皇が出御した。しかも天皇は菖蒲護を日景護のように身につけていたという。

ともかく、『西宮記』に記載している通り、『日本紀略』後編四、

天徳四年（九六〇）五月三日辛丑の条に、

六衛府献^二菖蒲輿^一。

とあるのを見る。確かに菖蒲の輿は六衛府の献ずるところであった。五月五日のために三日に献上したのである。

ついで『日本紀略』後編四、応和二年（九六二）五月三日己未の五月節は停止であったのにもかかわらず、

諸衛献^二菖蒲輿^一。雑花於南殿^一。

とあり、さらに『日本紀略』後編四、応和二年（九六二）五月五日辛酉の条にも、

典薬寮献^二菖蒲輿^一。

と見えている。節会のない時には典薬寮が菖蒲の机を用意すること、は、『西宮記』に書かれている通りである。

しかも『小右記』一、天元五年（九八二）五月五日丙申の条に、

午時許参宮、大夫被参定行啓雑事、^{定間左相府被御座之}典薬寮進菖蒲昇立

御前庭中、糸所進薬玉、^{置中取}彼所女官相扶参上立御前簀子敷、

女孺四人及下女四人賜禄有差、^{女孺正絹、下女布二段}依路程遠殊所給、但

令仰不可為例之由、女官等申云、件禄是為恒典、又荷中取衛士

等賜布者、依無故不給、内膳供御節供以御台盤供之、則納所、

又供御節供従台盤所供云々、左近荒手結、例三日行之、而依臨

時奉幣事及于今、今日行幸依雨当时停止、

とあるので、菖蒲の事は女官がおこなう行事であったということになる。

ともかくも、五月の節供には騎射走馬と菖蒲の二つの行事があつ

たのである。『日本紀略』では後編二、天慶七年（九四四）五月五日丙子の「（朱雀）天皇幸^二武徳殿^一覽^二競馬^一」とあるのが、この種の記事の最後となる。

そして、『日本紀略』後編三、天曆元年（九四七）五月九日癸巳の条に、

位記請印。」此日。上皇於^二朱雀院馬場^一召^二左右近衛^一。令^二騎射

。又覽^二競馬^一。右大臣^{（輔）}始着^二宜陽殿^一。

と、上皇・朱雀天皇が居所で左右近衛府による騎射と競馬をおこなわ
せているのを見る。その席に藤原師輔が始めて出席した。そして五
月五日に宮廷での騎射・競馬がおこなわれなくなった。

それにしても、騎射走馬が五月五日の行事かといえそうですがはな
く、本来は「五月頃」の行事であつたように思われる。つまり騎射
走馬と菖蒲の纒を身に付けることは、別の行事であつたのかもしれ
ないのである。ただこの「騎射走馬」をおこなう日に、「用^二菖蒲^一
為^レ纒」をする行事があり、それを五日の節と呼んだと『西宮記』
は述べたのであろう。この事によつてであらう、何度か五日の節は
中止されているのを見ても、五月の騎射走馬はおこなわれたのであ
つた。次の事例は平安時代になつてのものである。『日本紀略』前篇
十四、天長元年（八二四）三月丁巳条の記事である。

詔曰。云々。五月四日者。皇太后^{（藤原）}昇遐之日也。何隣^二忌

景。遑^レ恣^二良遊^一。五月之節。宜^レ從^二停廢^一。

五月四日は皇太后藤原旅子が亡くなった忌日なので、謹慎するた
めに「五月之節」は中止するというのである。次いで『三代実録』

卷廿三、貞観十五年（八七三）五月五日戊辰条の記事である。

停^二端午之節^一。」神祇官陰陽寮言。雨雹之恠。賀茂松尾等神成^レ
崇。於^レ是遣^二使社頭^一奉^中幣并走馬^上。以謝^二神怒^一。其走馬。

賀茂御祖別雷両社各十疋。松尾五疋。並装^二飾人馬^一。足^レ悦^二神
明^一。告文曰云々。從五位下行伊勢介良岑朝臣晨茂^平差^レ使^天奉出
貢。

とある。端午の節の停止は「雨雹之恠」の発生からであらうか。そ
れでも走馬の方は賀茂松尾等神が喜ぶからといって人馬を飾り立て
て神に捧げたのである。

続いて『日本紀略』前篇十七、貞観元年（八五九）五月五日庚申
の条の記事である。そこには、

停^二端午節^一。諒闇也。

と、この場合は諒闇による端午の節の停止であつた。『日本紀略』前
篇十七、貞観二年（八六〇）五月五日甲寅の条にも、

地震。雷電雨^レ雹。」帝不^レ御^二武徳殿^一。停^二端午節^一。駿河国
言。富士山上五色雲見。

と見えている。この場合の中止は「地震。雷電雨^レ雹。」などからで
あらうか。

何はともあれ、とにかく端午の節は何かがあれば中止されてい
る。それに対して、走馬の方は何やかやといつて実施されているの
である。やはり性格が大きく違うのであろう。⁽⁶⁾

結局、端午の節供は、『百鍊抄』第四、永承三年（一〇四八）十一
月四日条に、

五節停否事議定。五節非「差神事」之由被「定」之。子細見「土記」。

と見るように、五節自体が公の神事とはならなかったのであった。したがって、『百鍊抄』にも端午の節供のことが記載されることがなかった。あっても『百鍊抄』第五、承暦二年（一〇七八）五月五日に見るように、大雨による大被害についてであった。

大雨洪水。人屋多流損。

とある。これが端午の節供の顛末であった。

それでも基本的には『統日本後紀』卷一、天長十年（八三三）四月戊寅条の記事によると、

天長元年有「詔」。廢「五月五日節」。為「隣」近皇太后昇遐之日「也」。但事在「練武」不可「闕如」。所以改用「四月廿七日」。至「是太政官論奏。停「彼權制」。仍「旧宣遊。許」之。

とあって、五月五日の節の目的は「事在「練武」」にあった。そこで今後は四月廿七日にするということになったとある。かぎりなく五月五日の練武の節が賀茂の祭りに近づいているのが見てとれる。以上の記事からすると、宮廷の騎射走馬は五月の練武の日の行事であり、いうところの端午の節供の行事というものではなかったことになる。

二、武者行列と馬芸

ところで、この日に馬を大々的に使用して祭りをおこなう神社が

京都にある。それが伏見区深草鳥居町に鎮座する藤森社である。『都名所図会』卷之五 前朱雀（角川文庫）には次のようにそれを紹介している。

藤杜の社 は墨染の北にあり。本殿の中央は舍人親王、東は

早良親王、西は伊予親王を祭る。（また本朝武功の神を配祀し奉る。神武天皇、神功皇后、日本武尊、武内宿禰等なり。故

に弓 兵政所と号す）

舍人親王は天武天皇の皇子にして、天平宝字三年に追尊あり、崇道尽敬皇帝と号す。（養老年中に勅をうけて『日本紀』を撰し給へり）例祭は五月五日にして、産子は武具を着して走馬する事は、光仁帝の御宇天応元年に異国の蒙古、日本へ攻め来るよし聞えければ、天皇第二の皇子早良親王を大將軍として退治あるべきよし宣旨を賜はる。親王当社に祈誓して五月五日に出陣し給ふ。神威いちじるく、忽ち暴風大に吹き来り、蒙古の軍船浪にただよひ悉く亡びうせけり。この吉例によりて毎歳軍陣の行粧をなし、天下平安の禱りとし給ふ。当社を弓兵政所といふはこの所謂によるともいふ。

旗塚（本社 of 東にあり。神功皇后三韓退治の後、旗をここに埋め給ふとなり）蒙古塚（当社森の中に七ツありとぞ。今 詳ならず。夷賊退治の後、軍將の首をここに埋みて神威を現はし給ふなり）力石（祭日には産沙の人集りてこの石を打返し、力を試しけるなり）

とあるように、藤森社は五月五日が、奈良時代以来、祭礼の日であ

り、この日に「産子^{うぶこ}は武具を着して走馬^{はしりうま}する事」は、天応元年（七八二）に異国の蒙古が日本へ攻め来るということがあったので、それを防戦するために早良親王が大將軍として出陣し、そして勝利したからであるという。「親王当社に祈誓して五月五日に出陣」した五月五日を祭礼の日として、武装行列・走り馬をして神を祀るのであるという。またこのことによって藤森社が「弓兵政所」といわれ、護国の神社となったと伝えられているという。⁽⁷⁾

確かに室町時代も五月五日は藤森社の祭礼の日であった。『康富記』一、応永八年（一四〇二）五月五日癸巳条の記事に次のようにある。

雨下、今日詣五条、依招引、

今日深草祭見物、五条清大史同道、九条殿見之、深草人百卅騎北御所参入、今日北山殿入御坂本、小五月会为御覧、今日、自坂本、賀茂競馬御出云々、

というものである。深草の祭りに「深草人百卅騎」が参加しており、『看聞御記』下、永享五年（一四三三）五月五日の条には、

端午佳辰幸甚々々。入風呂。其後御節供如例。自妙厳院捶等賜之。令賞翫。抑深草祭結構。九条殿へ室町殿渡御見物。仍別而被結構云々。^{室町殿依御所望被入申云々。}源宰相。長資朝臣。重賢。経秀。行資

等見物。百四五十騎渡。鎧馬等言語道断之見物也云々。

とある。ここにある深草祭は藤森社の祭りのことであり、このときは百四五十騎の馬が藤森社に渡り、鎧馬等の武者行列があった。「言語道断之見物也云々」と、その盛大さに貞成親王は感嘆した。とも

かく、国防の神としてここに参詣するには軍陣の行粧をする必要があった（写真）。鎌倉時代、藤原定家も春日参詣途上に、藤森社へ参詣したときにもわざわざ武装して参詣したと『明月記』に記した。⁽⁸⁾



さらに藤森社の走馬で特異なのは、流鏑馬のような騎射ではなくて、駆け馬神事といって、走り抜ける、藤下がり、手綱潜り、逆立ち、横乗り、一字書き、矢払い、逆さ乗りなどがおこなわれる。本当に見て驚きである。一度、誰もが参観してほしい行事である。まさに馬術の展覧の趣をなしている（写真）。

以下の事例に藤森社の名が出ないのが残念なところであるが、類似なものが平安の昔より天皇の前でおこなわれていたのである。『日本紀略』前篇十四、天長十年（八三三）五月辛卯^五の端午の日に、

（仁明）天皇御「武徳殿」。観「馬射」。

と、武徳殿でおこなわれる馬射を天皇は見て、そして、翌日の『日本紀略』前篇十四、天長十年（八三三）五月壬辰には、

亦御^二同殿^一（武徳殿）^一。閱^二覽種々馬芸^一。

とあり、『日本紀略』前篇十六、嘉祥元年（八四八）五月戊辰の条では、

上御^二武徳殿^一覽^二種々武芸^一。

とある。天皇が五月に武徳殿で流鏑馬を始め種々の馬芸や種々の武芸をみているのである。

ここにある馬芸は走馬とは別物である。わざわざ日を変えておこなわれていることからわかる。そこから考えて見ると、藤森社の馬芸も古い伝統を伝えたものであることがわかる。ともかく、この日には現在でも馬を走らせて騎射走馬・馬芸などが藤森社でおこなわれているのである。ただこれらが五月五日に朝廷では騎射走馬、種々馬芸ではおこなわれなかったのである。

もちろん、これらは軍事力の強化としての武芸の鍛錬が目的であった。『日本紀略』前篇十六、嘉祥二年（八四九）四月壬子^{廿九}の条には、

（仁明）天皇御^二武徳殿^一。閱^二諸牧駒^一。兼覽^二騎射^一。

とあることによっても推察できる。もちろんこれより先に『日本紀略』前篇十四、承和元年（八三四）五月丙辰^六の条にも、

亦御^二同殿^一（武徳殿）^一。觀^二親王以下五位已上所^レ貢競馳馬^一。

と、「競馳馬」の記事があり、『日本紀略』前篇十四、承和元年（八三四）五月戊午^八の条にも、

亦御^二同殿^一。令^下^二四衛府^一。聘盡^中種々馬芸及打毬之態^上。

とある。朝廷の軍事力（四衛府）が「種々馬芸及打毬之態」をしているのである。^⑧このような意味を持った行事、馬芸が藤森社では五月五日の祭日に、弓兵政所の行事としておこなわれているのである。

ともかくも、菖蒲の御輿を用意する六衛府がその持つ軍事力を示す機会を、朝廷が菖蒲の節供の日に提供するのも自然であろう。『日本紀略』前篇十五、承和九年（八四二）五月甲午朔の記事である。

勅。五月五日供節。諸衛官人装束。除^二甲冑^一之外。不用^二金銀及薄泥^一。

五位已上走馬之鞍并馬飭^レ聽^レ用^二金銀^一。但薄泥不^レ在^二聽限^一。

在^二聽限^一。

とある。承和九年（八四二）には、五月五日供節の参加の諸衛官人の装束は、甲冑飭以外は金銀及び薄泥を用いてはならないと、天皇から命じられた。それでも、五位已上の走馬の鞍や馬飭は金銀を用いてもよいとある。

五月五日の供節は武官のハレの儀式と理解されたのであった。ここからともすれば五月五日供節の武装行列は華美になりがちになった。そこで、できるかぎり過差を止めることにしたということになる。これはまた五月五日の供節が菖蒲を飾る日が、四衛府の騎射走馬などへと中心が移ってきたことを示している。

三、天皇と騎射走馬

確かに左大臣源高明（九一四〜九八二）の書『西宮記』卷六、五月の「五日書司供^二菖蒲瓶^一事」の項に、

天皇出御、着菖蒲殿如
日景禪、鈴奏、御武德殿又
有進奏奏サ

とあつて、ついで、

左近先射、先懸的、少將騎、駒馬、出自馬出○雖サ徐行不至一的十六、暫留乃還
入、改馬騎即射、不射之時、如欲出還入、凡文允立サ。所為如此云。諸

衛射了、左右近少將已下四十二人、左右兵
衛佐已下十二人、(或十六人サ)奏事両大輔(夫サ)左右馬寮、以

次引還了、雅樂寮建標、去三、的南、十丈○立サ勝負標二柄、東西、允令持
竿於史生二人、出自治部廳(進)經左衛門陣西頭、允

遣勅使。立三、的西南、史生一、
少人入、馬門、樹之、

と、五月五日の騎射走馬に、天皇は菖蒲の褌を身に着けて、武德殿での弓のことと馬のことがおこなわれた場に出席したことが記されている。

武德殿での騎射走馬はハレの儀式の一つとしておこなわれていた。その証拠として『日本紀略』前篇十二、宝龜八年(七七七)五月丁巳の条に次のような記事がある。

(光仁) 天皇御重閣門觀射騎。召渤海使史都蒙等。亦會射場。令五位已上進裝馬及走馬。作田儼於舞台。蕃客亦奏本国之樂。事了。賜大使都蒙已下綵帛。各有差。

とあつて、重閣門で射騎がおこなわれている。これは渤海使史都蒙の歓迎のための行事としておこなわれたものであつた。しかも五月七日におこなわれているのである。確かに『日本紀略』前篇十四、天長四年(八二七)十月丁未の条には、

(淳和) 御紫宸殿。右衛門寮献走馬輸物。

とある。右衛門寮が紫宸殿で天皇に走馬を御覧に入れているというのである。

ともかく、外国の使臣の前で射騎と装馬・走馬がおこなわれたのであつた。射騎は流鏑馬のことである。それは『本朝世紀』寛和二年(九八六)六月六日癸卯の条に、

天晴。休日也。是日。朱雀院太上法皇(融)。於仁和寺御覽

競馬。諸卿於彼院參候。先競馬八番。午後。左右近衛・射

手舎人。各府則三人。射五寸的。次左右近・左右衛府舎人等。

騎馬打毬二番。一如小五月節者。

と見えているからである。走馬は今に下賀茂神社でおこなわれているものである。装馬は飾り立てた馬である。まさにハレの軍事演習である。⁽¹⁰⁾

『日本紀略』前篇十六、嘉祥二年(八四九)五月戊午の記事はこ

とにこのことを示している。

天皇御武德殿覽馬射。六軍擁節。百寮侍座。有勅。令下

文矩等陪宴。詔曰。云々。日暮乘輿還宮。

と、五月五日の節に「六軍擁節。百寮侍座」するなかで、「馬射」がおこなわれたのであつた。もちろんこれより先にも、騎射が五日におこなわれていた。『日本紀略』前篇十三、延暦十四年(七九五)五月辛未に、

御馬埒殿觀騎射。

とあるのを見る。馬の舎である馬埒殿の前で騎射が行なわれたのを、天皇は御覧になったのである。

たしかに先述のとおり、くらべ馬自体は平安時代の初頃に見える。『日本紀略』前篇十四、弘仁九年(八一八)五月戊子の条に、

御^二武徳殿^一観^二騎射^一。

とあるのもその一つである。この時までには『日本紀略』前篇十三、延暦十四年（七九五）五月辛未の条にもあるように、

御^二馬埒殿^一観^二騎射^一。

と、五月五日に馬埒殿で騎射がおこなわれていた。

この武徳殿での五月五日の騎射の事例を挙げると、『日本紀略』前篇十五、承和十年（八四三）五月癸巳の条の、

停^二馬射節^一。諒闇也。

というのや、『日本紀略』前篇十六、仁寿二年（八五二）五月辛未の次の記事などがある。⁽¹¹⁾

（文徳）天皇不^レ御^二武徳殿^一。依^レ停^二騎射走馬之観^一也。

とある。ただし、なぜやめたのか理由はわからない。

また『日本紀略』後篇三の天暦二年（九四八）十一月廿五日庚午の条に、清涼殿東庭で左右馬寮の馬を、村上天皇がご覧になったともある。もつともこれは十月十日に甲斐国穂坂から貢進されてきた馬を見るためであった。

これは『本朝世紀』天慶五年（九四二）六月廿九日辛酉^{巳暮}の条にも、

天晴。大納言藤原師輔卿。中納言源清蔭卿。参議伴・宿祢。聴^レ

政。未時。中納言藤原頭忠卿参入。着^二殿上座^一。召^二権少外記

多治文正^一。仰云。可^レ勤^二夜行^一之由。去五月一日。被^二仰下^一

了。而今如^レ聞。諸衛不^レ勤^二行其事^一。又馬寮不^レ牽^二送御馬^一。

近日。京中群盗多聞。仍奏^レ事了。又以^二滝口武者^一。毎夜四人。

府別^一相^二副諸衛并檢非違使^一。自^二今夜^一令^レ勤^二行之^一。又召^二仰

左右馬寮^一。例牽馬十四之外。寮別牽^二加二匹^一。令^レ宛^二滝口人々料^一者。即召^二仰諸衛并馬寮等^一了。

と見えているように、夜の警固を見せなかったからであろうか、「京中群盗多聞」して危険この上ない状態となっていた。そこで滝口武者四人を諸衛并檢非違使に添えて警戒することになったとある。結果的には、『日本紀略』後編三、天暦二年（九四八）十月廿三日戊戌条の、

御^二覧左右馬寮御馬^一。

という天皇の左右馬寮の御馬ご覧も、軍事力の強化がはかれたことになった。賀茂神社へくらべ馬を寄進したとしても、天皇は武徳殿でのくらべ馬を当然ながら続行していた。

騎馬走馬が武徳殿でおこなわれるのも、天皇の先駆けである賀茂氏の祀る賀茂神社でおこなわれるのも、騎馬走馬が天皇の軍事力を示す重大な機会であった。『日本紀略』後編四、康保二年（九六五）五月廿四日癸巳の次の記事もこのことを示している。

行^二幸朱雀院^一。有^二競馬騎射事^一。左右近衛射者各十八人。着^二

打懸^一。帶刀四人着^二小松摺衫^一。

と、競馬騎射はきわめて実戦的なものであった。

『日本紀略』後編五、安和元年（九六八）十二月廿七日乙亥の条には、「賀茂斎内親王^{（尊）}御禊入^二左近衛府^一」とあり、齋院の御禊に「左近衛府」が使用されることになった。全軍が賀茂斎内親王の御禊の警備に参加したのであった。

一方ではこのようなことがおこなわれたのは『日本紀略』後編六、

天延元年（九七三）四月廿四日丁未の条に見る記事に、

今夜。前越前守源満仲宅。強盜繞闌放^レ火。于^レ時越後守宮道弘氏相關之間。中^二盜人矢^一卒去。余煙及^二三百余家^一。今夜。殊有

宣旨。堪^二武芸^一之輩可^レ召^二候陣頭^一者。

とあるように、前越前守源満仲宅が強盜に繞闌され放火されるほど治安が悪化していたからであった。これを理由として、宣旨によって、武芸に秀でた輩が集められることになった。

さらには『日本紀略』後編六、天延二年（九七四）八月十一日丙戌の条の記事である。

定考。中納言源延光仰云。石清水八幡宮来十五日放生会。宜^下

仰^二雅樂寮^一准^二諸節会^一。音楽官人^二唐高麗樂人舞人等^一。從^二

今年^一永供^中奉彼会^上者。又仰云。宜^下仰^二左右馬寮^一。十列御馬

各十足。從^二今年^一隔年令^上供^二奉彼会^一者。又仰云。放生会。

宜^下仰^二左右近衛府^一。御馬乘近衛各十人。從^二今年^一隔年令^中供

奉^上者。

とある。ここには石清水八幡宮の八月十五日の放生会には、諸節会に准じて唐高麗樂人舞人等を供奉することにする。付け加えていつて、左右近衛府から御馬乗を各十人出させることになったとある。

石清水八幡宮の放生会に左右近衛府官人の馬術を閲覧するのである。先の武芸に長じたものを招集することと共に、宮廷では軍事の引き締めがあつたのである。『日本紀略』後編六、貞元元年（九七六）三月十六日癸未条の記事がこの事を語る。

東宮自^二左近衛府^一遷^二御内裏^一。

と、皇太子が左近衛府から内裏へ移動した。さらに『日本紀略』後編六、貞元元年（九七六）三月廿七日甲午の条の記事である。

上卿仰^二外記^一云。明日寅剋。諸衛佐已下。舍人已上。帶^二弓箭^一。令^レ候^二本陣^一。堪^二武勇^一五位已下。隨^二身弓箭^一令^レ候^二局辺^一。

諸卿奉^レ馬。左右馬寮可^レ牽^二御馬^一者。

とあるように、武力で天皇の身の回りを固めていった。武装して本陣に集るように指示されたのである。これは翌廿八日乙未に「西京辺土有^二搜盜事^一」ということからであろうか。治安が不安定であつたためである。

平野社の場合もそうである。『日本紀略』後編八、寛和元年（九八五）四月十日甲申の条である。崙山天皇の時に、平野祭の走馬が始められたとある。

平野祭。左大臣^{（信）}参^二仗座^一。始^レ自^二今年^一。始^レ被^レ奉^二舞

人。走馬^一。左衛門権佐藤原朝臣惟成為^レ使。有^二宣命^一。

とある。この時には、四月五日己卯に、播磨介藤原季孝と彈正少弼大江匡衡が左兵衛尉藤原斉明に襲われ、匡衡が左手の指を切り落とされるという大事件が起こっていた（『日本紀略』後編八）。結局は、五月十三日丁巳に犯人が捕まり、廿日甲子に首が獄門にかけられて終わった。それにしてもそこに至る顛末は同条によると次のようであつた。

件人有^二犯過^一。山陽南海西府等可^二追討進^一之由給^二官符^一。偷遁^二身於關東^一之間。於^二近江国高島郡^一。前播磨掾惟文王所^レ梟之首也。可^レ有^二勸賞^一之由。被^二宣下^一畢^一。

というものであった。山陽南海西府等の追討使となった者が、それを拒否して関東に逃れようとした。このことによつて犯人左兵衛尉藤原斉明が捕えられ、斬首されたという話である。その首を斬つたのが前播磨掾惟文王という王族であつたというのである。

さらに時代が進むと『日本紀略』後編十、長徳二年（九九六）正月十六日丁巳の条に、

女踏歌。」今夜。華山法皇密幸^二故太政大臣恒徳公^{（光）}家^一之間。

内大臣^{（伊）}并中納言隆家従人等。奉^レ射^二法皇御在所^一。

という事件、そして、長徳二年（九九六）二月十一日壬午の条記事、

列見。」今日。仰^二明法博士^一。令^レ勘^下申内大臣^{（伊）}并中納言隆家

卿家人與^二華山院人^一闘乱事^上。

という事件を引き起こすことになつたのではないか。ことには疫病の大発生によつて要人が多数亡くなつて世上不安定なときであつた。究極は後冷泉天皇襲撃事件であつた。『百鍊抄』第四、天喜三年（一

〇五五）三月十八日条の記事がそれである。

犯人籠^二藏人町^一。藏人右兵衛尉源齊頼擲^二得之^一。仍蒙^二使宣旨^一。

郎從源初。小野幸任同給^レ官。件犯人左少将忠俊雑色也。

或記云。件犯人拔^レ刀近^二龍顔^一。欲^レ奉^レ危^二国家^一。云々。土

記云。拔^レ刀者走^二入藏人町^一。云々。

とある。そうすると当然ながら、天皇は自らの力で自らを守らなければならなくなつた。

『百鍊抄』第五、永保元年（一〇八一）十月十四日条に、

八幡行幸。義家朝臣著^二布衣^一。候^二鳳輦近辺^一。其外武士多供^二

奉陣中^一依^二大衆事^一也。

とある。さらには、『百鍊抄』第七、平治元年（一一五九）十二月廿九日条に、

（二条天皇）行^二幸美福門院八条亭^一。清盛朝臣已下著^二甲冑^一。

供^二奉御輿前後^一。

と見えている。行幸にあつては嚴重に武装した武士が警固に當つたのである。まさしく藤森社の祭礼の武装行列の姿である。したがつて、保元平治の乱を控えた久壽三年（一一五八）四月の賀茂祭の祭り不参加の貴族に対しては嚴罰を以て対された。『兵範記』二の久壽三年（一一五八）五月四日条の記事には次のようにある。

去月廿五日賀茂行幸不供奉諸司諸衛輩、有勅勘云々、藏人大輔

雅頼奉行、

左近中将成雅被除殿上籍、

左中将光忠朝臣、行通朝臣、兩人召籠、

四位少納言成隆朝臣停任、不供奉、又不勤鈴奏怠也、

平清盛朝臣已下が甲冑を着して行幸に供奉した前年のときのことである。

四、即位式と胄二頭

『日本紀略』後編三、天曆三年（九四九）四月十一日甲申の条の記事に、

定^二賀茂祭御禊御前^一。并去年不堪田事。又五月五日節会停止

「。」今日。平野祭。

とあるのに見るように、宮廷内の五月五日の節会は停止となった。それでも、『日本紀略』後編三、天曆三年（九四九）五月十一日甲寅の条の「上皇御^二西院^一。競^二馳御馬^一。」という記事、『日本紀略』後編三、天曆三年（九四九）五月廿日癸亥の条の記事、「太上皇於^二朱雀院馬埒亭^一觀^二競馬^一。騎射^一。左右奏^二東遊^一」に見るように、上皇・朱雀天皇は競馬などを別の日、別の場所で催しているのである。このように騎射走馬馬芸が天皇家の武力練磨の機会であるときとすると、『日本紀略』後編十一の寛弘六年（一〇〇九）二月五日辛卯条に記載されている呪詛の調査が左近の馬場でなされたことも理解できるであろう。

大原野祭。今日。於^二左近馬場^一被^レ勘問奉^二呪詛中宮^一（^成第二親王^{（敦成）}左大臣^{（道長）}陰陽法師源念^上。又東宮傳藤原道綱卿奉^レ勅。召^二大外記滋野善言^一。仰^下令^二明法博士^一勘^中申奉^レ呪詛中宮并第二皇子^一之者。佐伯公行朝臣妻高階光子。并民部大輔源方理。并妻源氏。其父為文朝臣等罪名^上。先^レ之。去月卅日厭物等出来云々。

とある。左近の馬場は左近衛府の馬場であり、天皇の軍事力の結集所であった。そのところで中宮（彰子）并第二親王（敦成）左大臣（道長）を呪詛した佐伯公行朝臣妻高階光、民部大輔源方理、とその妻源氏が勘問されたのであった。

先述のとおり、それでも早くに『日本紀略』前篇九、大宝元年（七〇一）五月丁丑^五の条に、

命^二群臣五位已上^一出^二走馬^一。天皇臨觀。

と見える。天皇も軍事力を自ら掌握すること必要性を痛感していたのであった。したがって、軍事力の展観は天皇ゆかりの社寺への幣帛使派遣の時にも見られることになった。『日本紀略』後編一、延喜十六年（九一六）六月十二日乙未条の記事である。

奉^二石清水宮。賀茂上下社。臨時幣帛使^一。奉^二左右馬寮十列御馬各五匹^一。左右近衛各十人。

とある。ことに石清水宮と賀茂上下社に見るこの例のように、軍事パレードが充分におこなわれた。

『日本紀略』後編十四、長元四年（一〇三一）八月七日壬午条の記事もそうである。

奉^レ遣^二石清水幣帛使^一。并御馬十疋。依^二御宿願^一也。『日本紀略』後編十四、長元四年（一〇三一）八月十三日戊子条では、

奉^二幣丹貴^一二社^一。依^二止雨^一也。又被^レ發^二遣賀茂御賽幣帛御馬十疋使^一。

とあって、止雨のこともあって賀茂社へは御馬十疋が献じられた。ことに賀茂神社が天皇家の中で確固たる位置を占めて来たことが分ると、権力を握って来た藤原氏も賀茂神社の行事へ割り込みを図って来るようになってきた。『日本紀略』後編四、応和二年（九六

二）四月廿日丁未の条には、

仰^下可^レ停^二止五月節^一之由^上。今日。警固。

とある。ここに見るように、四月廿日丁未にこの年の五月の節は停

止されることになった。しかしそして廿二日の賀茂祭のあと、『日本紀略』後編四、応和二年（九六二）四月廿四日辛亥の条に、

於^二左大臣^{（實）}第一有^二競馬八番^一。

と見えるように、まずは天皇の走馬にならって同じ行事を自邸でおこなったのである。『日本紀略』に記載された臣下の競馬の最初の記事である。しかも八番もあった。これが進むと『日本紀略』後編十四、長元四年（一〇三一）四月廿六日癸卯条の次の記事となる。

閑白左大臣^{（類）}参^二詣賀茂社^一。奉^二競馬^一事。

とあるように、天皇の先駆けである賀茂の神に、藤原頼通が競馬を奉納しているのである。驚くべきことである。

このことは天皇はいざというときには自ら軍装備をし六衛府を指揮して事に当たらなければならなかったことを示している。この事を示すものに次の記事がある。「九曆逸文」『九曆』大日本古記録）

天慶九年（九四六）四月廿八日戊子条の記事である。

天皇即位、早旦参^{（藤原忠平）}殿、卯一点参内裏、催行雑事、須著礼服候人

省、而依昨夜承可候御後之仰、不更、而彼院藏人右少弁俊朝臣

申云、大舍人寮官人申云、依例給胄二頭持候云々者、仰云、候

此胄之由、所未勘知也、自何処給之、又是依式文所申歟、将何

因所称哉、官人等申云、持候件胄之由、不見於寮式、但年々記

文云、官人一人参於藏人所、給件胄二頭、^{入於錦袋}在前置於高座東

西云々。仍令求於藏人所、更無入於錦袋之胄、但有小野朝臣春

風所進之甲一領云々、依事難決、即令俊朝臣奏之、仰云、件事

專不見於先帝御日記并所々日記、若寮記文誤歟、罷^{（通）}婦於寮、而

尋問知故事之官人等、慥可指申納処、往反之間、時刻已移、不能尋給、今案、自内蔵寮所給取物内、可有甲二領、而寮誤称給自蔵寮、男女官人等参入、給御調度、御薬御辛櫃并執物・内堅等事、在前試仰之、

とある。ここに見るように、村上天皇の即位にあたって、大舍人寮の官人が胄二頭を取りに行きたいというて来たというのである。ところがそんな胄はないので、どうすればよいかと、院藏人右少弁俊朝臣がいつてきた。大舍人の官人のいうことには、この二つの胄は錦の袋に入れて高座の東西に置くのだからない筈はないという。しかし藏人所にはそんなものはない。あるのは小野朝臣春風所進の甲一領である。結局は錦に包んだ胄二頭はなかった。何かの間違いであらうということになった。⁽¹²⁾

それでもこのことは本論にとって興味深い事実を示している。胄二頭が即位の儀式にあつて高座の東西の両側に置かれるものであつたと、大舍人がいったという事実である。『令義解』卷一の「職員令」によると大舍人は中務省に属し、「掌^ル左大舍人ノ名帳。分番。宿直。假使。容儀ノ事^一」というのが職掌であるという。「謂。大舍人は供奉之人。故長官定^二其宿直^一」というのであるから、天皇の側近くにあつて、天皇を警固するのが仕事ということになる。当然、天皇が一番安心できる人物が任命されることになる。この身近という仕事を象徴するものが高御位の左右に置かれた胄二頭であつたのではないか。大舍人にも左右の二名があつたからである。⁽¹³⁾

『本朝世紀』長保五年（一〇〇三）四月十一日庚午条に、

此日賀茂齋王御禊也。依^レ例前驅諸衛佐尉等。但一条院北辺群集。

とあるように、賀茂の祭りには天皇の軍隊が結集して行事の安全であることがはかられた。もちろん、天皇の葬礼にあつては全軍が集められ警固にあたつた。『本朝世紀』治暦四年（一一〇六八）五月五日丙子の条に見る通りである。

権中納言経長以下。参^二仗座^一。有^二先帝院号事^一。号後冷泉院。前

「頭」左馬頭敦家朝臣。参^二右衛門陣^一。奏^二此由^一。次召^二諸衛将佐右馬助等^一。有^二警固召仰事^一。兵庫頭不参。以^二外記^一被^レ仰下之。此間廢朝也。今日有^二先帝御葬礼事^一云々。

この全軍の中には賀茂氏もあつたことは想像にかたくない。藤原忠実の日記の『殿暦』二の長治二年（一一〇五）閏二月五日、癸酉の条に、「賀茂神主成継^{（賀茂）}二男成平年来侍也、仍今夜賜馬」とあるからである。忠実に年来の侍の賀茂神主成継の二男成平がいたのである。

やがて五月五日の端午の節供に、賀茂の競馬がおこなわれるようになった。五月五日が武官の祭りと認識されてきたからであろう。

遅れて室町時代になって、『看聞御記』の嘉吉元年（一一四四一）五月五日の条にも、端午の佳節に賀茂競馬を見に行く者が多いとある。

これは室町時代になつても受け継がれた。これは先述のとおりである。鎌倉時代はなおさらである。菖蒲の節供が鎌倉の鶴岡八幡宮の神事の日であつた。この日に『吾妻鏡』第七、文治三年（一一八七）五月五日丙午条に、

鶴岡神事也。御台所御参云々。

とある。五月五日が武士の祭りと理解されてきたとしても不思議ではない。

おわりに（五月飾りの成立）

鎌倉幕府も鎌倉で五月節供の行事を京都にならつておこなつた。もつとも五月五日は鶴岡八幡宮の祭例の日であつて菖蒲を葺く日はなかつた。先に紹介した『吾妻鏡』第七、文治三年（一一八七）五月五日丙午の条にも次のようにある。

鶴岡神事也。御台所御参云々。

しかし落ちていくと、京都での菖蒲の節供がおこなわれるようになった。『吾妻鏡』第十、建久元年（一一九〇）五月五日戊午の条の記事である。

今日當中不^レ被^レ葺^二菖蒲^一。是御輕服之間。御悲歎之余也云々。と見えてくる。もちろん京都の方でも菖蒲が葺かれた。『百鍊抄』第十、建久三年（一一九二）五月五日丙子の条に次のようにある。

皇居^{閑院殿}。旧院^{六条}。葺^二菖蒲^一。依^二嘉承例^一也。

と、嘉承の例にならつてとある。

そして『吾妻鏡』第十、建久五年（一一九四）五月五日乙丑の条には、

御所中屋舎葺^二菖蒲^一事。可^レ為^二桧皮葺師所役^一之由被^二仰下^一。年々政所下部等沙^二汰之^一云々。今日鶴岡八幡宮神事也。將軍家有^二御参^一云々。

と、御所中の屋舎に菖蒲が葺かれてきた。『吾妻鏡』第廿九、天福元年（一一三三）五月五日己酉の条にも、

晴。鶴岳神事如_レ例。越後守_{東帶}。為_二奉幣御使_一。今日。迎_二端午節_一。於_二御所_一有_二和歌御会_一。題_二翫_一菖蒲。聞_二郭公_一。陸奥式部大夫。相模三郎入道。源式部大夫。後藤大夫判官。伊賀式部大夫入道。波多野次郎經朝。都筑九郎經景等参。両国司候_二披講之座_一給。

とある。鶴岳神事の日に端午の節供をおこない、京都と同じように和歌御会を開いた。題は菖蒲であった。

『吾妻鏡』第十九、建暦元年（一一二一）五月四日乙卯条には、晴。為_二民部丞康俊。伊賀次郎光宗等奉行_一。新御所可_レ被_レ葺_二菖蒲_一否。被_レ尋_二陰陽道等_一之处。雖_二新所_一。為_二御移徙後_一者。尤可_レ被_レ葺之。以前有_二其憚_一云々。

とある。ここに見るように、京都からきた陰陽道が五月の節供の菖蒲を葺くことを進めた様子が窺われる。さらに陰陽師と幕府の間わりを示す一例をあげれば、『吾妻鏡』第十九、建暦元年（一一二一）六月二日壬午の条に、

陰。申尅。將軍家俄御不例。頗有_二御火急之氣_一。仍戌尅。於_二御所南庭_一。被_レ行_二属星祭_一。泰貞奉_二仕之_一。武州帶_二御撫物并御衣_一。令_レ向_二其所_一給。

とある。このことから陰陽道の鎌倉幕府への関与浸透が想像されるであろう。

しかも、陰陽道の験力が非常に優れていると考えるようになると、

陰陽道が鎌倉により一層、浸透していくことになる。その験力の程は『吾妻鏡』第廿三、建保五年（一一二七）八月廿五日庚午条に見ることができる。

雨降。山城廷尉自_二京都_一帰参。院御惱事。自_二七月十日_一。連日御瘡病也。有智高僧面々雖_レ励_二修験_一。無_二御減之儀_一。而同廿五日。前陰陽博士道昌於_二赤山_一修_二泰山府君祭_一。翌日御平愈。仍道昌被_レ聴_二勅勘_一云々。

というものである。京都の有智高僧の面々よりも陰陽博士道昌の泰山府君祭の方が、優れているということがわかったという京都のニユウスがすぐに伝わってきたのである。

明らかに鎌倉の武士たちへも京都の文化が浸透して行つたのである。さらには当然ながら武家の行事である流鏑馬が鶴岡八幡宮でおこなわれている。『吾妻鏡』第廿二、建保三年（一一二五）八月十六日癸卯条の記事である。

晴。今日無_二御参宮之儀_一。於_二馬場棧敷_一。覽_二流鏑馬_一。前大膳大夫為_二奉幣御使_一。

とある。『吾妻鏡』第廿三、建保五年（一一二七）八月十六日辛酉条の記事では、

晴。御出同_二昨日_一。尼御台所并御台所為_二御見物_一令_レ出_二馬場棧敷_一給。

とあるように、北条政子まで流鏑馬を見物に出かける盛儀であった。そうなるに鶴岡の流鏑馬が五月五日の京風の、しかも陰陽師が主張する菖蒲の節供におこなわれても不思議ではない。

『吾妻鏡』第卅五、寛元二年（一二四四）五月五日甲辰条の記事も、

平新左衛門尉盛時自^二京都^一版着。持^二参去月廿八日^一宣下状除書等^一。冠^{（藤原朝臣）}者殿蒙^二征夷大将军宣旨^一。任^二右近衛少将^一。令^レ叙^二從五位上^一給云々。武州相^二具之^一。令^レ参^二御所^一給。前大納言家有^二御対面^一。直被^レ召^二置彼状等^一。又故有^二祝着之儀^一。盛時被^二召出^一賜^二御劍^一。但馬前司定員伝^レ之。入^レ夜。於^二御所^一有^二和歌御会^一。令^レ賞^二端午節^一給歟。源式部大夫親行。能登前司光村。伊賀式部大夫入道光西等参候云々。

と見えているのも、「端午節」は鎌倉幕府でも和歌の御会をおこなう日となったことを意味している。

もつとも、次の『百鍊抄』第四、永承六年（一〇五一）五月五日条の記事がこのことをよく物語っている。

禁裏有^二根合^一。蓋鶏合後宴也。有^二哥合并絃管興^一。主上令^レ吹笛給。如^二龍之咽^一水中^一。近世無^二如^レ此事^一。人以感歎。

とあるように、京都ではこの日に鶏合があった後、菖蒲の根合わせがあったのである。たまたま五日であつたので菖蒲の根合わせをおこなつたということである。⁽¹⁴⁾

室町時代の京都の貴族にあつては、『看聞御記』には端午の節供に菖蒲の風呂に入ることと、連歌を楽しむ者、賀茂神社の競馬を見に行くものなどがあつたことを記している。『看聞御記』下、嘉吉元年

（二四四一）五月五日の条の記事である。

晴。端午佳節幸甚々々。祝着如例。新三位。持経朝臣。菊弟少

将。有俊。伊成。政仲。照善候。隆富朝臣。重賢。賀茂競馬見物。一献之間達参。^{初見}菖蒲御湯如例。というものである。

また、『看聞御記』上、応永廿三年（二四一六）五月五日の条の記事がある。

晴。節供之儀如例。入風呂。其後有御連歌。抑伝聞。賀茂競馬見物輩於^{（當小）}帰路^{（路邊）}喧嘩出来。裏松家人與畠山家人互刃傷殺害云々。

とあるものである。賀茂の競馬を見に行く楽しみがあつた。

さらに風呂に入ることと端午の節供の行事のうちであつたことは、上記の資料からでも充分に理解できるが、次の記事がさらに理解を深めるであろう。『看聞御記』上、応永廿八年（二四二一）五月五日条に、

晴。端午佳節。幸甚々々。御節供如例。入風呂。予不例未快之間斟酌不入。心知客良薬人参白朮散献之。

と、身体の調子が悪いので風呂に入らなかつたとあるからである。

それに加えて家の行事の中に、『看聞御記』上、応永廿七年（二四二〇）五月五日条に、次のようなものがある。

雨降。端午佳節。幸甚々々。御節供祝着如例。入風呂。若宮菖蒲胃重有朝臣献之。初度之間祝着也。聞。御八講。今日今出川大納言出仕云々。

とある。「初度之間」とあるところを見ると、これは初節供であろうか、若君に菖蒲胃が贈られてきたことが書かれている。もつともこ

れは「九曆逸文」(『九曆』大日本古記録)天慶九年(九四六)四月廿八日条の記事で紹介した天皇の即位儀礼のときの胄二頭を知るもの行為であると思われる。

応永廿七年の端午の節供に菖蒲胄を贈れた若宮は、『看聞御記』の著者、貞成親王の皇子で後小松院の猶子の後花園院がその人であるからである。後花園院は『統史愚抄』卅五の「皇代前記」に、応永廿六年六月十八日誕生とある。これを『看聞御記』上、応永廿六年(一四一九)六月十八日の条で見ると、

晴。若宮降誕勘文陰陽頭安倍泰繼朝臣勘進之。正永退出。

とある。したがってこの若宮は五月五日に菖蒲胄を贈られた後の後花園院のことであり、菖蒲胄は即位式に模した胄であったということになる。もう少しいうと、『日本紀略』前篇十、天平十九年(七四六)五月庚辰^五になつて次の記事、

天皇御^二南苑^一。觀^二騎射走馬^一。是日。太上天皇^(正)詔曰。五

日之節。常用^二菖蒲^一為^レ護。比來。已停^二此事^一。從^レ今而後。

非^二菖蒲護^一者。勿^レ入^レ宮。

とある菖蒲の護に遡ることになる。菖蒲の護を菖蒲の胄することによつて、端午の節供を未来の天皇の即位式としたのであろう。⁽¹⁵⁾

このことはさらに『増鏡』上、「第五 内野の雪」の「五月五日、所々より御かぶとの花、葉玉^{くすたま}など、いろいろに多くまゐれり」とある表現にも窺われる。これは幼い後深草天皇の端午の節供のときの描写である。五月五日に胄を被る事できるのは、天皇かそれに類する人であつたということになる。これが下つてくると各家庭で五月

人形となつて飾られることになった。今でも甲を抜いた胄だけを飾る五月人形がある。

ともかくも『都名所図会』はその藤森社の挿絵の説明に「世に端午の佳節に武者人形をかざるハ蒙古退治の吉例より始る」と記している。端午の節供の武者飾りは藤森社から始まると主張しているのである。いわれて見れば、藤森社の主張も上述のことから考えると、もつともなことと考えられる。

さらに『日本紀畧』後編五、安和元年(九六八)八月廿二日癸酉条の記事である。

右大臣^(師)參^二仗座^一。停^二五月五日節^一。依^二先皇^(上)忌月^一也。

正月十六日踏歌。十七日射礼。九月九日節会等。依^レ旧之由有^レ詔。成忠作^レ之。

とみえている。正月十六日踏歌、十七日射礼、九月九日節会等の節会は残すが、五月五日節の停止を村上天皇の忌月という口実のもとに決定したのであつた。

そうすると、五月五日節のこの記事は、どこまでも宮廷内部の行事であつたことを示していることになる。さらにこのことは、五月の五日の節が『百鍊抄』に記載がないといつてもよいぐらいであるのに対して、『花園天皇宸記』第一、応長元年(一一三一)五月二日^{癸酉}戊戌条に「兵衛府献菖蒲花」とあることから始まつて記事が陸続と続いている。もちろん『看聞御記』にも端午の節供の記事が見えることからこのことが理解できるであろう。

したがって『百鍊抄』第十四 文暦元年(一一三四)五月四日条

にある次の記事、

故女院旧院不_レ被_レ葺_二菖蒲_一。世俗之説。終焉御所不_レ葺云々。

但建久六条殿葺_レ之。嘉承堀川院葺_レ之。治承高倉旧院不_レ葺。

とある記事も、五月の節供が天皇家内部の家の行事だったことを語っていることになる。しかもここでは「世俗の説」という表現までしている。⁽¹⁶⁾

〔註〕

- (1) 田中久夫「鯉に乗る神覚書」(『久里』二七、神戸女子民俗学会、二〇一〇年一月刊。田中久夫『陰陽師と俗信』所収、岩田書院、二〇一四年一〇月刊)。なお、五月の節供については、後醍醐天皇の『建武年中行事』(和田英松註解所功校定『建武年中行事註解』講談社学術文庫、一九八九年九月刊)がある。本文註解とも事実が記述されているだけで、その意味が求められていない。後醍醐天皇の時代には五月節供の行事が一般的におこなわれていなかったことを示しているのであろうか。

- (2) 四十九年度『民俗探訪』国学院大学民俗学研究会、昭和五〇年一〇月刊。以下本シリーズの報告書は年度のみで記すことにする。

- (3) 田中久夫「端午の節供考―『急々如律令』と朱鍾馗―」(『藤井寺市史紀要』第四集、藤井寺市、昭和五十八年三月刊。田中久夫『年中行事と民間信仰』所収、弘文堂、昭和六十年二月刊)。女性の武装については、田中久夫「母系制社会の女の軍と

皇后と」(田中久夫『皇后・女帝と神仏』所収、岩田書院、二〇一二年九月刊)で論じた。

- (4) 騎射は『令義解』巻五の「軍防令」第十七に、「便_二アラムヲハ_二弓馬_一者」に対して、次の説明が入っている。「謂。弓者。歩射也。馬者。騎射也」とある。

- (5) 『延喜式』巻四十五。「左近衛府_{右近衛府}准_此」の「薬玉」には、「凡五月五日薬_{クスリタマ}玉料。昌蒲。艾_{ヨモギ}。惣盛_一。雑花十捧_{盛盆}。三日平旦申_{内侍司}列_二設南殿前_一。諸府准_此」とある。

- (6) 『古今著聞集』第十の「馬芸第十四」の冒頭に次のような一文がある。「神事の庭には競馬を先とし。公事の砌には青馬をはじめとす。しかのみならず武徳殿に御幸なりて。さまざまの馬芸をつくさる。又信濃の駒を引て左右の寮に給て。礼儀にそなへらる。をよそ此芸は乗尻の所_レ好也。隨身の所_レ専也」とある。神事には競馬、そして従事するのは隨身と決まっていた様子が窺われる。

- (7) 藤森社の歴史は相応に古い。『百鍊抄』第五の天永元年(一一一〇)七月卅日条に次の記事がある。「諸卿定_二申僧静実并余党等罪名_一。即配流。奉_レ呪_二詛公家_一。埋_二壓物于藤杜社_一之故也。修理大夫頭季卿享有_二落書_一。堀_二出之_一」とある。天皇を呪詛する舞台に藤杜社を扱んでいるのである。『百鍊抄』第七、応保二年(一一六二)六月廿三日条にも、「資賢卿。通家朝臣。時忠。範忠之配流。不堪_二罪名_一。人傾_レ之。是奉_レ呪_二詛主上於賀茂社_一之由。露顯之故也」というのがある。呪詛は相手の崇敬す

る神社でおこなうものであったことが推測される。

- (8) 田中久夫「京都藤森社の深草祭覚書」(『御影史学論集』三三、御影史学研究会、二〇〇八年一〇月刊。田中久夫『皇后・女帝と神仏』所収、岩田書院、二〇一二年九月刊)。

- (9) 『延喜式』卷二十八、兵部省に、「騎射」の項目があり、そこに「五月五日騎射。前月左右近衛。左右兵衛等府。各試^二練^一射人。造^レ簿移^レ省。^{其数見^{府式}衛}射畢即録^二中^レ的^一人数^一申^レ官。毎^レ中^二的^一給^レ布^一一端^一。」と見えている。ここでは騎射が「左右近衛。左右兵衛等府」の四衛府でおこなわれたことが記されている。しかもそれに参加できるのは「試^二練^一射人^一」したものであった。近衛府は天皇の身邊を警護するのが任務であり、兵衛府は敵を攻撃して天皇を守護するのが任務であり、衛門府は文字通り宮門を守護するのが仕事であった。さらには『日本紀略』前篇十四、天長十年(八三三)五月丁酉^十の条に、「勅。相撲之節。非^二畜^一娯遊^一。簡^二練^一武力^一。最在^二此中^一。宜^レ令^二越前等^一国。搜^二求^一膂力人^一貢^上進^一。」とあるのは、日本中から「簡^二練^一武力^一」の人が相撲の節会という名のもとに集められていたことを示している。

- (10) 次の『日本紀略』後編四、応和三年(九六三)五月十四日乙丑の条の記事は小五月節の記事である。「天皇(村上天皇)幸^二朱雀院^一。有^二競馬事^一。号^二小五月節代^一。俊朝臣召^二舞人^一尾張安居。茨田助平^一。給^二勅禄^一。」というものである。寛和二年(九八六)六月六日癸卯の条が学んだ競馬八番はこの事である

う。

- (11) さらに『日本紀略』前篇十六、仁寿三年(八五三)五月甲午^五の条の「停^二騎射走馬之觀^一。以^二灾疫^一也」の記事。『日本紀略』前篇十六、斉衡元年(八五四)五月戊子^五の「停^二騎射走馬之觀^一。」という記事。『日本紀略』前篇十六、斉衡二年(八五五)五月壬子^五の「停^二騎射走馬之觀^一。不^レ御^二武德殿^一。」という記事などがある。斉衡二年の停止は前月の閏四月は癸巳^{十五}に大雨水があり、辛丑^三に丹生川上神社に淫雨止めの奉幣使を派遣されることがあった。このことによると考えられる。

- (12) 『延喜式』卷十二の「中務省」の冒頭の「凡大儀日」のところで、天皇の側に武装して供奉するとあるが、ことにこの場合と関係する記述に、「丞并内舍人^{ツヒカケ}綏^一。緋襖^{ウデカケヨロビ}。挂^一甲。白布帶。横刀。弓箭。麻鞋。」とあることから、甲を身にまといて天皇を供奉したことがわかる。この点で興味深いのは、『日本後紀』卷廿四の弘仁六年正月甲申^{十二}条に「從五位下賀茂朝臣関守為^二大舍人助^一」となすところである。この時に胃を高位座に置いたとすると「九曆逸文」(『九曆』大日本古記録)にある天慶九年(九四六)四月廿八日のころには、行方不明となっていたとしても致し方がないということになる。

- (13) 『殿暦』二、嘉承二年(一一〇七)十二月一日壬午条にある鳥羽天皇の即位式にあつては「中務分着胡床左右」と、即位式直前の食事にあつても、中務省の職員が左右に控えていたとある。大舍人は中務省に所属する中宮職の職員であつた。もちろ

ん、「近衛中将仗供奉御前陣階下、兵衛（狭）龍尾道」と厳重に軍事で警固されていた。なお『日本書紀』大化元年六日条にある孝德天皇の即位式の時に、二名の武將の侍立することの意義を認めたのは、岡田精司の「大王就任儀礼の原形とその展開」(『天皇代替り儀式の歴史的展開―即位儀と大嘗祭―』所収、塙書房、一九八九年八月刊)である。

- (14) 鶏合せの公的性は、藤原喜美子「兵庫県加西市住吉神社に伝わる鶏合せの神事」(『久里』三二、神戸女子民俗学会、二〇一三年六月刊)、藤原喜美子「香椎宮の鶏石神社と神功皇后と湊」(『久里』三三、神戸女子民俗学会、二〇一四年一月刊)を参照のこと。なお、室町時代の京都の貴族にあつては、『看聞御記』には端午の節供に菖蒲の風呂に入ること、連歌を楽しむ者、賀茂神社の競馬を見に行くものなどがあつたことを記している。『看聞御記』下、嘉吉元年(一四四一)五月五日の条の記事にそれを見ることができる。「晴。端午佳節幸甚々々。祝着如例。新三位。持経朝臣。菊弟少将。有俊。伊成。政仲。照善候。隆富朝臣。重賢。賀茂競馬見物。一献之間達参。初見物。菖蒲御湯如例」というものである。

- (15) 最勝王経齋会にも高御座が設けられるが、ここには冑がない(『延喜式』掃部寮)。天皇でも幼少である時は遊び道具を持たせている。『殿暦』二、嘉承二年(一一〇七)九月十六日条に次のような記事がある。「主（鳥羽天皇）上若御程、常可持参遊物、仍於宿所造木刀進之、自院（鳥羽天皇）常被進遊物、此間余」久不進、是奇怪事

也」とある。鳥羽天皇が五歳なので遊び道具がいるだろうと、この場合は「木刀」が贈られたとある。十月七日己未には「献造犬」である。

- (16) 『兵範記』二、久壽三年(一一五六)五月四日甲辰の条に、「故高陽院白川御所不葺菖蒲、是定例也、法性寺故北政所御所葺之由、或人来示、尤非例也、喪家不葺之、服者家葺之、定事也」と見えている。諸説のあつたことを記している。

【付記】本論の成立には龍谷大学非常勤講師簀元晶氏のご助力があつたことを記して感謝の意としたい。なお本論は二〇一五年五月廿四日に御影史学研究会第三六二回月例会で報告したものである。この時、会場から多くの質問があつたことを記して併せて感謝したい。

みかげ民俗 五号（一九七八年九月）

伝承と資料

八百比丘尼伝承成立考

田中 久夫

―若狭の八百比丘尼伝承を中心として―

酒向 伸行

（京都府竹野郡丹後町宮）竹野神社の信仰圏に

ついてのレポート

西尾 正仁

越後の旅―史蹟と伝説を求めて―その一

荒嶋 嘉子

お田植祭り

柴本 嘉美

葬制における猫についての私見

西岡 幸治

白馬の民俗

千布 雅子

滋賀県八日市市中野神社の祭祀

大江 篤

みかげ民俗 六号（一九八二年九月）

平安期における葬送と「物」

―『今昔物語集』の世界を中心にして―

酒向 伸行

オサカベに関する覚書

成清 弘和

伊賀見の年中行事

―奈良県宇陀郡曾爾村伊賀見―

西尾 正仁

高知県高岡郡中土佐町久礼の婚姻・産育習俗

荒嶋 嘉子

兵庫県明石市魚住町清水清水神社の祭礼

大江 篤

東二見の葬制

藤江 久志

土葬と火葬

中村 雅俊

歴史と民俗学―歴史学習における民俗学―

白土 節子